

◎新潟県教育委員会告示第11号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項に基づく届出により、平成30年7月23日に次のとおり施設の所在地を変更登録した。

平成30年7月31日

新潟県教育委員会教育長 池田 幸博

設置者の名称及び住所	上越市
施設の名称	上越市立水族博物館
施設の所在地	上越市五智二丁目15番15号 【変更前】 上越市西本町四丁目19番27号
登録番号	新潟県第5号
博物館の変更年月日	平成30年6月26日